

株主各位

証券コード 3528
2022年12月23日

東京都品川区西五反田七丁目17番7号
MIRAINOVATE
株式会社 ミライノベート
代表取締役社長 泉 信彦

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事前に書面又はインターネットにより議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、強くお願い申し上げます。

書面又はインターネットによる議決権行使方法につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年1月12日（木曜日）午後6時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。なお、2022年12月31日（土曜日）午前5時00分より2023年1月4日（水曜日）午前5時00分までは、システムメンテナンスのため「スマート行使」ウェブサイト及び「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

敬 具

記

1 日 時	2023年1月13日（金曜日）午前10時（開場・受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都渋谷区富ヶ谷一丁目37番5号 Hakuju Hall (本年度の定時株主総会会場と異なりますので、末尾の「臨時株主総会会場ご案内」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3 目的事項	議決事項 議案 当社とJトラスト株式会社との吸収合併契約承認の件
4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	(1) 議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案の議案については賛成、株主提案の議案については反対の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。 (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合には、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会開催日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面により当社にご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※ <インターネットによる開示について>

- ・株主総会参考書類のうち、Jトラスト株式会社の定款及び最終事業年度に係る事業報告、計算書類、会計監査報告、監査報告の内容につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社インターネットウェブサイトに掲載しておりますので、株主総会参考書類には記載しておりません。
- ・株主総会参考書類に記載すべき事項に修正する必要がある場合は、当社インターネットウェブサイトに掲載させていただきます。

当社インターネットウェブサイト <https://mirainovate.co.jp>

※ <会場における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・ご来場の株主さまにおかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用をお願いいたします。ご協力いただけない場合は、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・受付において、体温チェックをさせていただきます。受付時点又は開会後におきまして、体調不良と見受けられる方には、ご入場をお控えいただくか、会場からのご退場をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・開催時間短縮の観点から、株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことを予定しておりますので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。
- ・株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、事前に体調確認のうえ、マスクを着用してご対応させていただきます。

※ <株主総会会場変更時のご対応>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により開催場所が利用できなくなる場合には、変更場所（開始時刻を変更する場合には、変更後の開始時刻）等を当社インターネットウェブサイト(<https://mirainovate.co.jp>)にてご案内いたします。株主総会にご来場予定の株主さまは、あらかじめご確認ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年1月13日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年1月12日（木曜日）
午後6時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年1月12日（木曜日）
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（切取線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットにより複数回、議決権を行使された場合には、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記2.の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



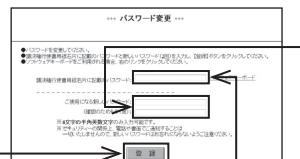
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
(初回のみ) ご自身で新しい
パスワードを設定してください
「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、2022年12月31日(土曜日)午前5時00分より2023年1月4日(水曜日)午前5時00分までは、システムメンテナンスのため、「スマート行使」ウェブサイト及び「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

■ 株主総会参考書類

議案

当社とJトラスト株式会社との吸収合併契約承認の件

当社及びJトラスト株式会社（以下、「Jトラスト」といいます。）は、2022年11月14日開催の両社取締役会において、2023年2月1日（予定）を効力発生日として両社の経営を統合すること（以下、「本経営統合」といいます。）を決議し、Jトラストを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社、とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）に係る合併契約（以下、「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本合併契約のご承認をお願いするものであります。

本経営統合は、Jトラストにおいては会社法第796条第2項に定める簡易合併に該当するため、株主総会による本合併に係る合併契約の承認を得ることなく行います。

なお、本議案をご承認いただきますと、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）において2023年1月30日付けで上場廃止（最終売買日は2023年1月27日）となる予定です。

本経営統合を行う理由及び本合併契約の内容の概要等は以下のとおりです。

1. 本経営統合を行う理由

当社は、1937年富山県にて繊維業を営む会社として設立・創業し、その後1993年に不動産事業に参入し、分譲マンションの開発・販売を主軸に据え不動産事業を推進しながら、M&A等により、不動産事業のみならず、建設事業や再生可能エネルギー事業、アセットマネジメント事業、投資事業など、業容の拡大と事業ポートフォリオの確立を図ってまいりました。2021年4月からは「WE MAKE CHANGES」をグループスローガンに掲げて、当社で行っていた各事業をグループ子会社へ移管し、持株会社としてホールディング業務に専念してまいりました。

また、Jトラストは中小企業及び個人事業主向けの商業手形割引及び手形貸付等の金融事業を営む会社として設立・創業し、主力事業となる金融事業を中心に、成長著しいアジア市場へと展開してきました。現在は、「既成概念にとらわれないファイナンシャルサービスを提供する企業体を目指す」ビジョンのもと、銀行業、債権買取回収事業を中核とする総合金融サービスを提供することを目指し、日本金融事業を安定的な利益基盤としつつ、日本で培った審査力・回収力やマーケティング力などのオペレーション・ノウハウを韓国及びモンゴルや、インドネシア、カンボジアなどの東南アジアで展開することで、アジア地域における経営基盤を拡大しております。

一方、昨今の世界的な金融情勢や政治情勢の不安定、及びアフターコロナにおける人々の生活環境の変化は、企業活動をより困難な局面に直面させており、当社においては、不動産及び再生可能エネルギー事業における顧客ニーズの多様化や投資事業におけるボラティリティの高まりへの対応、及び新規事業参入への経営リソースの確保が主な事業課題となっております。これらの課題を解決すべく、マーケット分析、事業案件のリサーチ及び情報取得の強化、新規事業の検討と並行して各種スペシャリストの採用活動等を進めております。

Jトラストにおいては、日本金融事業では保証事業の一層の拡大や証券子会社における投資銀行部門・IPO審査部門の強化を図ること、韓国及びモンゴル金融事業ではバランスのとれたRisk-Returnを目標に資産内容の質的な向上を追求しつつ資本に見合う量的成長を図ること、東南アジア金融事業では貸付債権の積み上げによる収益基盤の強化とそれに対応する資金・資本の確保・拡充を図ることなどが主な事業課題となっております。こうした課題の改善、解消に向けて、日本金融事業においては提携先の拡大等により保証残高の増加に努めているところであり、韓国及びモンゴル金融事業においては、個人信用貸付の貸付審査システムの高度化や債権回収体制の強化を図るなどしております。また、東南アジア金融事業においては、ビジネス部門と審査部門の連携強化により不良債権リスク低減を図りつつ、積極的にローン残高等の積み上げを図っております。

この度、当社は上場60周年という節目を迎え、今後の当社グループの更なる発展と企業価値増大のため、現状の課題を見直し、それに対する必要な施策を総合的に考量していたところ、2022年7月4日にJトラストより、当社が営む不動産事業とJトラストが営む金融事業の親和性等に鑑みて、両社グループが経営統合して両社グループ内のリソースを統合することにより企業価値の向上が図れるものと考えたことを理由とした、当社とJトラストの間の組織再編による経営統合の提案（以下、「本初期提案」といいます。）を口頭にて受けました。当社の取締役会は、速やかに協議を開始し、本初期提案の意図、組織再編による影響及びシナジーについて検討したところ、当社が営む不動産事業とJトラストが営む金融事業の親和性は確認できており、Jトラストグループの事業基盤及び経営リソースに対する理解も深まっていたことから、本初期提案が当社グループ及び当社の株主の皆さまにとって有意義なものである可能性があるかと判断し、本合併契約に向けた協議を始めました。

当社はJトラストと協議を進める中で、Jトラストが有する顧客や人材リソース、及び事業基盤を利用することができれば、（i）不動産及び再生可能エネルギー事業における顧客ニーズの多様化、（ii）新規事業参入への経営リソースの確保、（iii）投資事業におけるボラティリティの高まりへの対応、という当社の事業課題が解決でき、かつ、（iv）金融と不動産事業のシナジーの深化により、更なる事業価値の向上が見込まれるのではないかと考えるに至りました。

なお、経営統合の手法としては、当社及びJトラストは現状ともに持株会社による運営体制となり、どちらかの持株会社が子会社化される手法であると、2つの持株会社が存在しコストの増加や意思決定の柔軟性及び迅速性が損なわれ企業価値の向上に即さないことから、合併の手法が最適であると判断いたしました。また、当社とJトラストのどちらを吸収合併存続会社とするかについては、連結での売上や資産規模、及び時価総額はJトラストが大きく上回っていることから、Jトラストが存続企業として上場を維持することが資本市場の観点から適切であると判断し、Jトラストを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とすることといたしました。

当社は（a）上記のシナジー効果、（b）Jトラストを存続会社として合併の手法により経営統合を行うこと、（c）合併契約の内容、（d）合併比率に関しJトラストと協議を重ね、最終的に、本合併を行うことで当社が営む事業の価値及び株主の皆さまの株式価値の増大が図られるものと判断し、本合併契約を締結することといたしました。

2. 本合併契約の内容

当社とJトラストが2022年11月14日に締結した本合併契約の内容は、次のとおりであります。なお、本合併契約は2022年11月14日付けで締結しておりますが、以下の吸収合併契約書は、2022年12月12日付け吸収合併契約に係る変更契約による一部変更を反映した内容となっております。

吸収合併契約書

Jトラスト株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社ミライノベート（以下、「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下、「本合併」という。）。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1)吸収合併存続会社

商号：Jトラスト株式会社

住所：東京都港区南麻布四丁目5番48号

(2)吸収合併消滅会社

商号：株式会社ミライノベート

住所：東京都品川区西五反田七丁目17番7号

第3条（合併に際して交付する株式数及び割当てに関する事項）

1.甲は、本合併に際して、本合併の効力が生じる直前時（以下、「本基準時」という。）における乙の株主に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式（但し、以下の各号のいずれかに該当するものを除く。本条において以下同じ。）の数の合計に0.42を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

(1)甲が保有する乙の普通株式

(2)乙が保有する自己の普通株式

(3)乙に対して会社法第785条に基づく株式買取請求がなされ、かつ、本基準時までには社債、株式等の振替に関する法律第155条第1項に定める乙の買取口座に対する振替手続が完了した乙の普通株式

2.甲は、本合併に際して、本基準時における乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式0.42株の割合をもって割当交付する。

第4条（増加すべき資本金等の額）

本合併により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は、以下のとおりとする。

(1)資本金：0円

(2)資本準備金：0円

(3)利益準備金：0円

第5条（乙の新株予約権の取扱い）

1.乙は、本契約の締結日から本基準時までの間に、乙の第4回新株予約権及び第5回新株予約権について、各発行要項の定めに従い、これら全てを無償で取得し、消却するものとする。

2.乙の第2回新株予約権の新株予約権者については、本合併に際し、甲の新株予約権又は金銭の交付はいずれも行わないものとする。

第6条（株主総会）

1.甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を経ることなく本合併を行う。

2.乙は、本合併の効力発生日の前日までに、本契約及び本合併に必要な事項につき株主総会の承認を得るものとする。

第7条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2023年2月1日とする。但し、本合併に係る手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第8条（会社財産の承継）

甲は、前条に定める効力発生日において、本基準時における乙の資産及び負債並びに権利義務の一切を承継するものとする。

第9条（会社財産の管理）

1.甲及び乙は、本契約の締結日から本合併の効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を遂行し、かつ一切の財産を管理、運用し、自己の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は将来の損益状況に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行う場合には、相手方当事者と協議するものとする。

2.乙は、本契約の締結日以降、本合併の効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本合併の効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に依じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第10条（合併条件の変更又は本契約の解除等）

1.本契約の締結後、本合併の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産に重大な変動が生じた場合には、甲乙協議のうえ、本合併に係る条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

2.(i)本合併を行うために甲及び乙において法令に基づき本合併の効力発生日までに完了していることが必要不可欠な関係官庁等からの許認可等の取得又は関係官庁等に対する届出等（いずれももしあれば）が完了しな

った場合、又は(ii)乙の株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合には、本契約は当然にその効力を失い、甲及び乙は、その後の対応について誠実に協議する。

第11条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを解決する。

[本頁以下余白]

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2022年11月14日

東京都港区南麻布四丁目5番48号

甲： Jトラスト株式会社
代表取締役 藤澤 信義

東京都品川区西五反田七丁目17番7号

乙： 株式会社ミライノバート
代表取締役 泉 信彦

3. 会社法施行規則第182条第1項(第5号及び第6号を除く。)に定める内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項

① 本合併に係る割当比率

Jトラストは、本合併の効力発生の直前時における当社の株主（Jトラスト及び当社を除きます。）に対し、その所有する当社の普通株式1株につき当社の普通株式0.42株の割合をもって割当交付いたします。

	Jトラスト (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当比率	1	0.42

(注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）

当社の株式1株に対して、Jトラストの株式0.42株を割当て交付します。

ただし、当社が保有する自己株式788,396株（2022年9月30日現在。失念株100株を含む。）については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注2) 本合併により交付するJトラストの株式数：普通株式：20,702,934株（予定）

上記の交付株式数は、今後、当社の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本合併の効力発生の直前時までの間に当社の自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。

また、本合併によりJトラストが交付する株式は、全て新たにJトラストの普通株式を発行することを想定しています。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併によりJトラストの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになる当社の株主の皆様におかれましては、Jトラストに関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能ですが、なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

i. 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びJトラストの定款の規定に基づき、Jトラストの単元未満株式を保有する株主の皆様が、Jトラストに対し、自己の保有する単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる数のJトラスト株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。

ii. 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、Jトラストの単元未満株式を保有する株主の皆様が、Jトラストに対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、Jトラスト株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

② 本合併に係る割当の内容に根拠

i. 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本合併に用いられる合併比率の算定に当たって公正性・妥当性を期すため、独立した第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）を起用し、合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書（以下「本合併比率算定書」といいます。）を受領いたしました。また、当社は本合併の法務アドバイザーとして、TMI総合法律事務所を選任しました。なお、プルータス・コンサルティング及びTMI総合法律事務所を選定した理由は、両者はそれぞれM & Aにおける株式価値算定及び法務アドバイスにおいて豊富な実績を有しているためです。

当社は、プルータス・コンサルティングによる算定結果を参考に、Jトラストに対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、Jトラストとの間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に前項「（1）合併対価の相当性に関する事項 ① 本合併に係る割当比率」に記載の合併比率（0.42）は、（i）プルータス・コンサルティングによる合併比率算定書における算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、またDCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、かつ本合併契約の締結日の前営業日（2022年11月11日）における当社の終値（250円）とJトラストの終値（639円）の比率である0.39（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じ。）を上回る点、（ii）プルータス・コンサルティングによる合併比率算定書における、DCF法に基づく算定結果のレンジの中間値を下回るものの、（a）本合併契約の締結日の前営業日（2022年11月11日）におけるJトラストの終値（639円）に合併比率（0.42）を乗じて計算される当社の株価は268円（1円未満四捨五入。以下「本参照株価」といいます。）であるところ、本参照株価は本合併契約の締結日の前営業日までの1ヶ月間の終値の単純平均値233円に対して15.02%、同日までの3ヶ月間の終値の単純平均値195円に対して37.44%、同日までの6ヶ月間の終値の単純平均値180円に対して48.89%と相当のプレミアムを加えた価格である点、（b）本合併後も当社の株主は引き続きJトラストの株主として本合併により実現されるシナジーを享受する権利を有しており、強制的なスクイーズ・アウトが行われる現金対価による買収の場合に一般的な、算定結果のレンジの中間値以上であるか否かで評価を行うことは必ずしも適切とはいえないと考えられる点を踏まえ、妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

また、Jトラストは、本合併に用いられる合併比率の算定に当たって公正性・妥当性を期すため、独立した第三者算定機関としてU&Iアドバイザリーサービス株式会社（以下「U&Iアドバイザリーサービス」といいます。）を起用し、合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を受領いたしました。また、Jトラストは本合併の法務アドバイザーとして、瓜生糸賀法律事務所を選任しました。なお、U&Iアドバイザリーサービス及び瓜生糸賀法律事務所を選定した理由は、両者は同一グループ内の法人であり、デューデリジェンスの実施と算定評価作業のシームレスな関係が可能であること、M & Aにおける株式価値算定及び法務アドバイスにおいて豊富な実績を有しているためです。

Jトラストは、U&Iアドバイザーサービスによる算定結果を参考に、当社に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、当社との間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に「(1) 合併対価の相当性に関する事項 ① 本合併に係る割当比率」に記載の合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

ii. 算定に関する概要

(i) 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、当社及びJトラストの関連当事者には該当せず、当社及びJトラストとの間で重要な利害関係を有しません。

また、Jトラストの第三者算定機関であるU&Iアドバイザーサービスは、当社及びJトラストの関連当事者には該当せず、当社及びJトラストとの間で重要な利害関係を有しません。

(ii) 算定の概要

当社及びJトラストは、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、当社はプルータス・コンサルティングを、JトラストはU&Iアドバイザーサービスを第三者算定機関として選定し、それぞれ本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定書を取得いたしました。

プルータス・コンサルティングは、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、また両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

Jトラストの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.31~0.39
DCF法	0.30~0.83

市場株価法においては、プルータス・コンサルティングは、算定基準日を本合併契約締結日の前営業日である2022年11月11日として、当社及びJトラストの普通株式の東京証券取引所における算定

基準日、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値（当社は、算定基準日：250円、1ヶ月間：233円、3ヶ月間：195円、6ヶ月間：180円、Jトラストは、算定基準日：639円、1ヶ月間：642円、3ヶ月間：635円、6ヶ月間：544円）を基に算定しております。

DCF法においては、プルータス・コンサルティングは、当社について、当社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は3.5%～3.6%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法及び倍率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を0%として、倍率法ではEV/EBITA倍率及びEV/EBITDA倍率はともに7.4倍として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2024年3月期においては、2023年3月期に投資事業で大きな利益を計上した反動から、営業利益は330百万円（対前年比365百万円減）と大幅な減益を見込んでおります。一方、2025年3月期においては、不動産事業におけるマンション及び戸建ての販売増加にともなう売上増加により、営業利益は704百万円（対前年比374百万円増）と大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本合併により実現することが期待できるシナジー効果を現時点において具体的に見積もることが困難であることから、当該シナジーを織り込んでいない当社単独の計画を前提として作成しております。他方、Jトラストは、Jトラストが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は8.1%～10.4%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では、永久成長率を0%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2024年12月期においては、銀行業における利息収益の順調な増加より、当期利益は13,115百万円（対前年比4,126百万円増）と大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本合併により実現することが期待できるシナジー効果を現時点において具体的に見積もることが困難であることから、当該シナジーを織り込んでいないJトラスト単独の計画を前提として作成しております。

プルータス・コンサルティングは、合併比率の算定に関して当社及びJトラストから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

プルータス・コンサルティングは当社及びJトラスト並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。プルータス・コンサルティングは、提供された当社及びJトラストの財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において

可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。プルータス・コンサルティングの算定は市場株価法については2022年11月11日、その他については2022年10月31日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

一方、U&Iアドバイザリーサービスは、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、また両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

Jトラストの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.29~0.46
DCF法	0.28~0.51

市場株価法においては、U&Iアドバイザリーサービスは、算定基準日を本合併契約締結日の前営業日である2022年11月11日として、当社及びJトラストの普通株式の東京証券取引所における算定基準日、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値（当社は、算定基準日：250円、1ヶ月間：233円、3ヶ月間：195円、6ヶ月間：180円、Jトラストは、算定基準日：639円、1ヶ月間：642円、3ヶ月間：635円、6ヶ月間：544円）を基に算定しております。

DCF法においては、U&Iアドバイザリーサービスは、当社について、当社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は3.92%~4.34%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では、永久成長率を $\Delta 0.5\% \sim 0.5\%$ として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2024年3月期においては、2023年3月期に投資事業で大きな利益を計上した反動から、営業利益は330百万円（対前年比365百万円減）と大幅な減益を見込んでおります。一方、2025年3月期においては、不動産事業におけるマンション及び戸建での販売増加にともなう売上増加により、営業利益は704百万円（対前年比374百万円増）と大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本合併により実現することが期待できるシナジー効果を現時点において具体的に見積もることが困難であることから、当該シナジーを織り込んでいない当社単独の計画を前提として作成しております。他方、Jトラストは、Jトラストが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は9.43%~10.43%を

採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では、永久成長率を $\Delta 0.5\% \sim 0.5\%$ として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2024年12月期においては、銀行業における利息収益の順調な増加より、当期利益は13,115百万円（対前年比4,126百万円増）と大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本合併により実現することが期待できるシナジー効果を現時点において具体的に見積もることが困難であることから、当該シナジーを織り込んでいないJトラスト単独の計画を前提として作成しております。

U&Iアドバイザリーサービスは、合併比率の算定に関して当社及びJトラストから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でU&Iアドバイザリーサービスに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

U&Iアドバイザリーサービスは当社及びJトラスト並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。U&Iアドバイザリーサービスは、提供された当社及びJトラストの財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。U&Iアドバイザリーサービスの算定は2022年11月11日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

③ 合併対価として当該種類の財産を選択した理由

Jトラスト株式は、東京証券取引所において取引されており、本合併後において市場における取引機会が確保されていること、また、当社の株主にとっては本合併後も引き続きJトラストの株主として本合併により実現されるシナジーを享受できることから、本合併の対価としてJトラストの普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

④ 吸収合併存続会社となるJトラストの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により、増加すべきJトラストの資本金及び準備金の額は、次のとおりです。下記の資本金及び準備金の額は、Jトラストの財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

(1) 増加する資本金の額	金0円
(2) 増加する資本準備金の額	金0円
(3) 増加する利益準備金の額	金0円

⑤ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社の筆頭株主であるNLHD株式会社の代表取締役である藤澤信義氏はJトラストの代表取締役と当社の取締役を兼務していることから、当社及びJトラストは本合併の公正性の担保に万全を期す観点から、以下のとおり公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しております。

(公正性を担保するための措置)

i. 独立した第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

当社は、本合併における合併比率の公正性を担保する観点から、上記「② 本合併に係る割当の内容に根拠 i. 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、当社及びJトラストから独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2022年11月14日開催の取締役会にて、決議しました。

なお、当社は、プルータス・コンサルティングから合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

Jトラストは、本合併における合併比率の公正性を担保する観点から、上記「② 本合併に係る割当の内容に根拠 i. 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、Jトラスト及び当社から独立した第三者算定機関であるU&Iアドバイザリーサービスに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2022年11月14日開催の取締役会にて、決議しました。

なお、Jトラストは、U&Iアドバイザリーサービスから合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

ii. 独立した法律事務所からの助言

当社は本合併の法務アドバイザーとして、TMI総合法律事務所を選任し、本合併の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は当社及びJトラストから独立しており、重要な利害関係を有しません。また、TMI総合法律事務所は当社の顧問法律事務所ではありますが、TMI総合法律事務所は当社に限らず多数の依頼者に対してリーガル・サービスを提供する外部の法律事務所であり、当社も当該法律事務所の依頼者の一つとして当該法律事務所の取扱分野や専門性を踏まえて当社の事業や経営判断に関し法律相談を継続的に依頼し、外部の法律専門家として法的助言を受けるために法律顧問契約を締結しているものであって、かかる法律顧問契約を締結していることをもって当社からの独立性は害されず、TMI総合法律事務所は当社から独立したリーガル・アドバイザーとして本合併に関する法的助言を行うものであること、また、TMI総合法律事務所の報酬には本合併の成否等を条件とする成功報酬も含まれておらず、本合併の成否にも重要な利害を有しないことから、TMI総合法律事務所の本合併当事者及び本合併の成否からの独立性に問題はないと判断しております。

また、Jトラストは本合併の法務アドバイザーとして瓜生糸賀法律事務所を選任し、本合併の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、瓜生糸賀法律事務所はJトラスト及び当社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

iii. 利害関係を有しない特別委員会からの意見書の取得

当社は、本合併に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本合併を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2022年10月12日開催の取締役会決議により、社外取締役・独立役員である監査等委員のうち弁護士であり長年にわたり法曹界等で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を有する名取俊也氏（ITN法律事務所パートナー弁護士）を委員長、戸澤晃広氏（T&K法律事務所弁護士）及び大内直輝氏（東中央会計事務所公認会計士、税理士）を委員とする3名によって構成される特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、(a)合併を通じた、当社とJトラストとの経営統合（以下「本取引」といいます。）の目的の合理性（本取引は当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、(b)本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）、(c)本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないこと（以下総称して、「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

なお、戸澤晃広氏及び大内直輝氏に対する報酬は、所要時間に応じたタイムチャージによって支払われます。

本特別委員会は、2022年10月19日から2022年11月11日まで合計6回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、本諮問事項の答申に際して、当社に開示資料、各算定機関からの算定書その他の関連資料の提供を求め、当該資料の内容を検討するとともに、当社の事業の状態、経営課題、本合併の目的及び手続、本合併において公正性を担保又は利益相反を回避するために取られている措置の内容等について、質疑応答等を行いました。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、(a)本取引は、当社の企業価値の向上に資すると認められ、合理性が認められる旨、(b)(i)当社は本特別委員会による意見も斟酌しつつ、Jトラストと交渉を行った結果、当初Jトラストから示された両社の株式価格による合併比率(0.39)を上回る合併比率(0.42)を含む、本合併の条件が決定されたものである旨、(ii)本合併比率算定書における検討過程、判断等に不合理な点は見受けられない旨、(iii)本合併における合併比率は、合理的な水準にあると評価できる旨、(c)本取引の経緯、検討手法等に照らすと、適切な公正性担保措置が講じられており、本取引の検討過程及び交渉過程における手続の公正性が認められる旨、(d)本取引における合併比率その他の条件が、当社の少数株主に特段不利益なものとは認められない旨を内容とする答申書を、2022年11月13日付けで、当社の取締役会に対して提出しております。

(利益相反を回避するための措置)

当社は、2022年11月14日付け取締役会決議において、本合併と利害関係を有しない取締役1名及び監査等委員である取締役2名（うち社外取締役2名）が出席したうえで、かかる取締役3名全員の一致により、本合併を決議しております。なお、本合併に係る議案については、Jトラストの代表取締役である藤澤信義氏及びJトラストの元従業員であった菊池正光氏については、利益相反取引及び特別利害関係人に該当することから、審議及び決議に参加しておりません。

また、Jトラストは、2022年11月14日付けの取締役会決議において、本合併と利害関係を有しない取締役7名（うち社外取締役2名）が出席したうえで、かかる取締役7名全員の一致により、本合併を決議しております。

⑥ 上場廃止となる見込み及びその理由

本合併に伴い、当社の普通株式は、2023年1月30日付けで、東京証券取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本合併の効力発生日において当社の株主様に割当てられるJトラストの普通株式は東京証券取引所に上場されているため、株式の所有数に応じて一部の株主様において単元未満株式の割当てのみを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。なお、本合併の効力発生日以降も、Jトラストの普通株式は、Jトラストの現在の上場市場である東京証券取引所スタンダード市場に上場維持することとなります。本合併により、Jトラストの単元未満株式を所有することとなる当社の株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することができませんが、単元未満株式の買取り又はその保有する単元未満の株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができます。かかる取扱いの詳細につきましては、上記「(1) 合併対価の相当性に関する事項 ① 本合併に係る割当比率」の(注3)をご参照ください。また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細について、上記「(1) 合併対価の相当性に関する事項 ① 本合併に係る割当比率」の(注4)をご参照ください。

(2) 合併対価について参考となるべき事項

① Jトラストの定款内容

Jトラストの定款は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社インターネットウェブサイト(<https://mirainovate.co.jp>)に掲載しております。

② 合併対価の換価方法に関する事項

i. 合併対価を取引する市場

Jトラストの株式は、東京証券取引所スタンダード市場において取引されております。

ii. 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

Jトラストの株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

iii. 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

本合併に伴い、Jトラストの単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様におかれましては、取引所金融商品市場において当該単元未満株式を売却することはできません。Jトラストの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、単元未満株式に係る買取制度（会社法第192条第1項の規定に基づき、Jトラストの単元未満株式を保有する株主が、Jトラストに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。）または買増制度（会社法第194条第1項及びJトラストの定款の規定に基づき、Jトラストの単元未満株式を保有する株主の皆様が、Jトラストに対し、自己の保有する単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる数のJトラスト株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。）をご利用いただくことができます。

③ 合併対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項

Jトラスト普通株式の東京証券取引所スタンダード市場における過去6ヶ月間の株価推移は、以下のとおりです。

(単位：円)

月別	2022年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高株価	466.00	550.00	498.00	755.00	689.00	680.00
最低株価	274.00	433.00	420.00	472.00	557.00	563.00

なお、Jトラスト株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のインターネットウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp>) 等でご覧いただけます。

④ Jトラストの過去5年にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表

Jトラストは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

⑤ 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

本合併契約の締結日において当社が発行している新株予約権及びその取扱いは以下のとおりであり、全部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する対価はいずれもありませんので、該当事項はございません。なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

新株予約権の名称	取扱い
第2回新株予約権（2013年6月26日定時株主総会決議及び2013年10月18日取締役会決議）	発行要項に取得条項や組織再編時の取り扱いが定められていないため、合併の効力発生日において会社法第750条第4項に基づき消滅する予定
第3回新株予約権（2015年12月1日臨時株主総会決議、並びに2015年11月17日及び2020年12月16日取締役会決議）	合併の効力発生日に先立つ2022年12月20日をもって行使期間が満了する予定
第4回新株予約権（2015年12月16日取締役会決議） 第5回新株予約権（2018年6月28日取締役会決議）	本合併の効力発生日に先立ち、当社において各発行要項に基づく取得及び消却を行う予定

(3) 最終事業年度に係る計算書類等

① Jトラストの最終事業年度に係る計算書類等の内容

Jトラストの最終事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款の規定に基づき、当社インターネットウェブサイト（<https://mirainovate.co.jp>）に掲載しております。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容 該当事項はございません。

③ Jトラストの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に影響を与える事象の内容

- i. Jトラストは、2022年1月12日付けで、Nexus Bank株式会社との間で株式交換契約を締結し、2022年4月1日を効力発生日として、Jトラストを株式交換完全親会社、Nexus Bank株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。
- ii. Jトラストは、2022年3月31日付けで、エイチ・エス証券株式会社（現：Jトラストグローバル証券株式会社）の全株式を取得し、同社を完全子会社化いたしました。
- iii. Jトラストの完全子会社であるNexus Bank株式会社は、2022年4月21日付けで、その完全子会社であるSAMURAI TECHNOLOGY株式会社の全株式を大竹雅治氏に売却いたしました。

iv. Jトラストは、2022年11月14日付けの取締役会において、下記のとおり本社及び本店の移転について決議いたしました。

(i) 本社移転先

〒150-6007 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階
TEL：03-4330-9100（代表） FAX：03-4330-9110（代表）
（現本社所在地：東京都港区赤坂一丁目7番1号 赤坂複合ビル11階）

(ii) 本店移転先

〒106-0047 東京都港区南麻布四丁目5番48号
（現本店所在地：東京都港区虎ノ門一丁目7番12号）

(iii) 移転予定日（業務開始日）

2022年12月12日（月）

(iv) 移転理由

本社オフィスを統合し、経営資源を共有することにより、本社機能の強化及び業務効率化を図ることを目的とするものであります。

(v) 業績への影響

当該本社移転費用の業績に与える影響は軽微であります。今後公表すべき事項が生じた場合は、速やかに開示いたします。

(vi) その他

a. Jトラストの本社移転に合わせて、以下のJトラスト連結子会社につきましても本社事務所を同住所に移転いたします。

	社名	現本社所在地	移転予定日 (業務開始日)
(1)	(株)日本保証	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号	2022年12月12日
(2)	Robotシステム(株)		
(3)	日本ファンディング(株)		
(4)	(合) パルティール・ワン		
(5)	(株)リベラルアセット		
(6)	ジャパンギャランティー(株)		
(7)	(合) パルティール		
(8)	N L バリュースキャピタル(株)		

	社名	現本社所在地	移転予定日 (業務開始日)
(9)	(株)Frontier Capital	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号	2022年12月12日
(10)	Jトラストシステム(株) ※清算手続き中		
(11)	Nexus Bank(株)		
(12)	Nexus Card(株) 東京本社		
(13)	パルティール債権回収(株)	東京都品川区西五反田七丁目17番3号	2022年12月19日
(14)	Jトラストグローバル証券(株)	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	2023年1月10日

※1 Robotシステム(株)は、2022年12月2日付けで「J Sync株式会社」に社名変更予定

※2 日本ファンディング(株)は、2022年12月12日付けで「Jグランド株式会社」に社名変更予定

- b. 今回の本店所在地の移転につきましては、定款に記載された同一区内の移転のため、本店移転に伴う定款変更はありません。今後、定款上の本店所在地につきましては、2023年3月開催予定のJトラスト第47回定時株主総会に定款変更議案を付議し、ご承認を頂いた上で、現行の東京都港区から東京都渋谷区へと変更する予定であります。
なお、定款変更議案につきましては後日決議を予定しております。

- v. Jトラストは、2022年11月14日付けの取締役会において、2023年2月1日（予定）を効力日とする当社との経営統合を決議し、同日付けで本合併契約を締結いたしました。本合併契約の概要は、上記「2. 本合併契約の内容」に記載のとおりです。

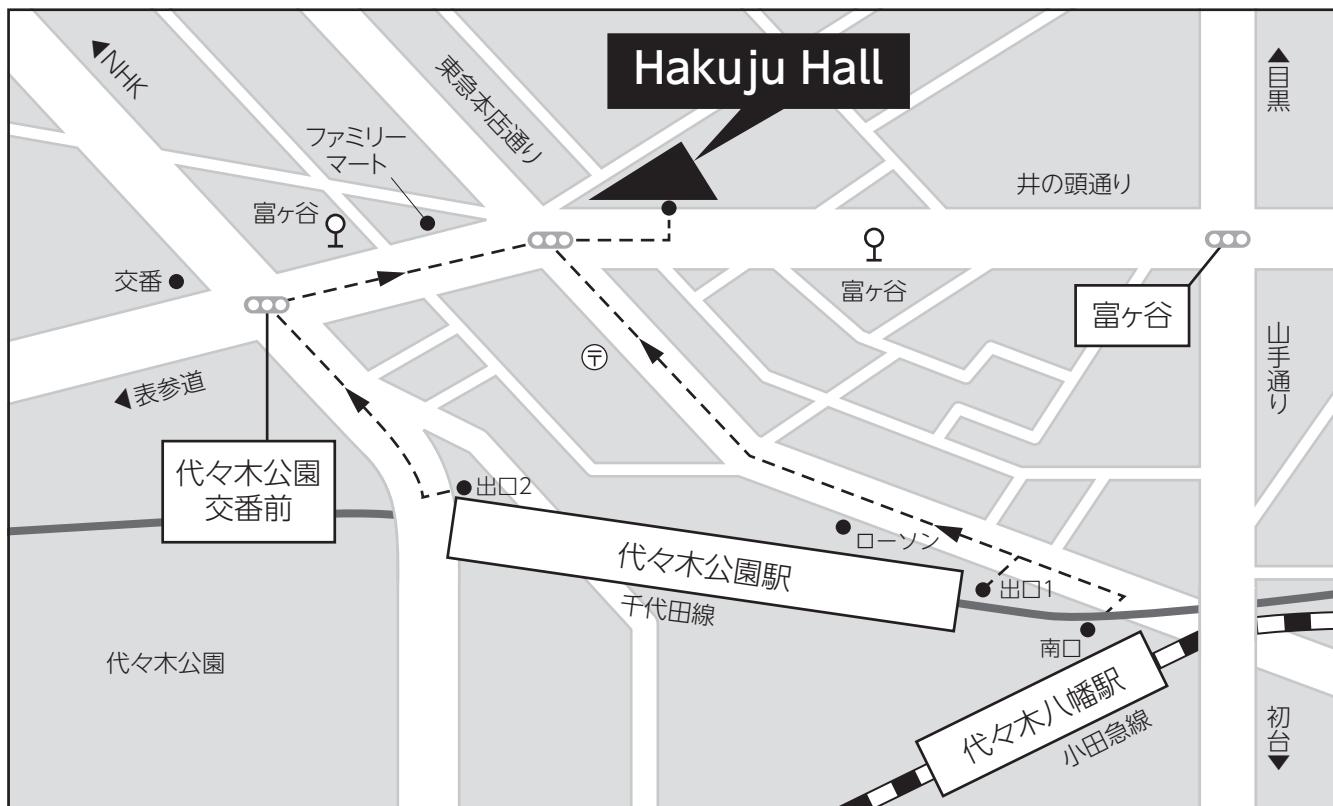
- ④ 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に影響を与える事象の内容
- i. 当社の連結子会社である株式会社日本エネライズは、2022年6月28日付けで、当社の持分法適用関連会社であるRFP Wood Pellets,LLC（以下、「RFPwp」といいます。）に対して同社が保有する貸付債権を、飯田グループホールディングス株式会社に譲渡いたしました。
 - ii. 当社は、2022年9月14日付けで、同社の持分法適用関連会社であるRFPwpの出資持分をRFPwpに自社持分取得スキームを使って譲渡いたしました。
 - iii. 当社は、2022年9月30日付けで、同社の連結子会社である株式会社ササキハウスの全株式を株式会社Yamagataクラスに譲渡いたしました。

- iv. 当社は、2022年11月14日付けの取締役会において、2023年2月1日（予定）を効力日とするJトラストとの経営統合を決議し、同日付けで本合併契約を締結いたしました。本合併契約の概要は、上記「2. 本合併契約の内容」に記載のとおりです。

以上

臨時株主総会会場ご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本臨時株主総会においては議決権行使書又はインターネットによる議決権行使を推奨しております。なお、本臨時株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、会場内でのマスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、感染リスク低減のため入場制限を行わせていただく場合も想定されますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響により開催場所が利用できなくなる場合には、変更場所（開始時刻を変更する場合には、変更後の開始時刻）等を当社インターネットウェブサイト(<https://mirainovate.co.jp>)にてご案内いたします。株主総会にご来場予定の株主さまは、あらかじめご確認ください。



交通のご案内

- 千代田線 代々木公園駅出口1より徒歩5分
代々木公園駅出口2より徒歩5分
- 小田急線 代々木八幡駅南口より徒歩5分